

「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）」  
に関するパブリックコメントへの意見

2025年1月15日  
東京私大教連中央執行委員会

<「はじめに」（1～2頁）について>

少子化による危機が指摘されているが、少子化の大きな原因となっている家計の重い教育費負担などの社会問題を解決しようとする姿勢は、示されていない。

また、「少子化へは決して規模や活動の縮小といった後ろ向きな対応ではなく…社会全体の活性化を促す好機と捉え」として、高等教育機関の充実の方向を述べるが、実際の答申案の内容はそれに逆行し、後退させようとするものであり、充実策は皆無である。

修学支援や、大学運営の基盤経費の補助などを通じて、学費負担を下げることで大学・短大進学率を上昇させる。そのことによって少子化が引き起こす「発展の減速」を食い止めることが必要である。それにもかかわらず、答申案の中心は大学数を減らすという淘汰の促進策にあり、とりわけその対象は私立大学となっている。振興ではなく淘汰の方策を促進することは、国の責任放棄であるばかりか、教育基本法第8条や私立学校振興助成法など、法の定めに反するものである。私大淘汰を推進する答申案に反対であり、撤回すべきである。

「はじめに」においては、少子化→18歳人口の減少→規模の適正化（縮小）の必要性、という議論の筋道が想定されているが、その一方で、p.10、p.20においては、「18歳中心主義」は「改め」られるべきもの、とされている。この議論の不整合については、答申の議論の大前提に係わる点であり、丁寧な説明が必要である。なお、「18歳中心主義」を改めるべきだという点には、それが困難な課題であるとしても、大いに賛同するものである。

<「1. 今後の高等教育の目指すべき姿」（3～15頁）について>

様々な課題が挙げられているが、その課題に対する高等教育の役割についての分析や検討がされていない。「目指す未来像」にしても、「知の総和の向上」にしても、高等教育を充実させる具体的な方向性は示されておらず、結局のところ、(1)質の向上、(2)規模の適正化、(3)アクセス確保、が掲げられているだけである。

これまでの高等教育政策を分析・検証せずに、様々な課題を羅列しているが、今後必要な具体的政策は示されていない。

規模について「適正化」ということが繰り返し言われるが、どのような状態が「適正」なのか、という議論が全くない。「適正化」というだけならば、拡大も縮小も両方の可能性がありうる。少子化であるが、それを奇貨として、少人数教育を実現すべく教職員を今より増やすという選択肢もあり得るが、私大淘汰方策が大前提にあることから議論すらされていない。結局のところ、「学修者本位の教育」をうたいながら、財政という点での「適正化」、すなわち「縮小」ということにすぎない。「適正化」という言葉が「縮小」と同義のように扱われていることは問題である。

また、p.16では、「博士人材の増加を図ることが必要である」とあるが、博士人材のキャリアパ

スをどう考えているのか。大学の数が減ると、分野によるだろうが、大学への就職はますます狭き門となるだろう。p.70で紹介されている、博士課程への進学がネガティブに考えられているような状況をどのように変えていくつもりなのかの方策はない。私大において若手教員の任期付での雇用が増えており、安定した教育研究の場を得ることが難しくなっている。こうした状況が、日本の学術研究の発展を阻害する要因となっている。キャリアパスや教育研究の質の面からも、安定した雇用等の労働条件が改善されるべきである。

## <「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」(16~45 頁)について>

### (1)「(1) 教育研究の『質』の更なる高度化」(16~34 頁)

教育研究の「質」の高度化には、「新たな知を生み出す活動を展開し続ける環境を整え、研究力の向上を図ることも必要である」としているが、そのような環境を整えるためには、多様な教職員の安定した雇用とそれを実施するための財政的な支援が必要である。

研究力の強化について、「昇給や賞与等給与へ反映する」評価制度の導入促進が筆頭に挙げられているが、多様な評価制度による評価疲れが研究力を低下させてきた。研究力の強化に必要なことは、自由な研究時間の圧倒的増加と、基盤的な研究費の確保である。軽視されがちな私立大学における研究活動についても保障するよう支援がなされなければならない。

研究力強化には専任教員数の不足解消が緊急に必要なにもかかわらず、こうした教員の待遇改善についての検討もなければ言及すらしないということは、答申案の重大な欠陥である。

### (2)「(2) 高等教育全体の『規模』の適正化」(34~39 頁)

定員減については、一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を回復する仕組みの創設が示されているが、私大教連など私大関係者が廃止を求めてきた定員減を促進させる制裁措置(私大助成の減額・不交付、新学部・新学科申請での制限、修学支援制度からの除外)については何ら改善が示されていないばかりか、これまで行われてきた再編・統合の推進や縮小・撤退の促進策がいっそう強調されている。定員割れの大学は質が低い、ニーズがないとみなし、そこに進学したいという学生がいることを無視し、定員割れ私大が自ら縮小・撤退するよう誘導することは問題である。

また、規模の適正化の推進の具体的な施策として、地域や社会のニーズ等を踏まえた上で、再編・統合や縮小、撤退の支援について述べられているが、「発展」について言及がされていない。私立大学は社会的使命として多様な人材育成・輩出を行っている。教育や福祉分野等の対人業務に従事する場合は少人数による教育が前提であり、経営コストが非常にかかる。

一方で、1975年には私立学校振興助成法が制定され、教育研究活動に使う経費に対する当初2分の1補助を目指していたが、1980年以降年々減少し、今では10%を割っている。教育の質を担保しつつ、経営コストがかかる分野等への支援が必要であるにもかかわらず、答申案で示されている方策は高等教育を縮小させ、社会にとって必要な人材育成・輩出がされなくなることが予想され、マイナスの影響が大きいものとなる。

### (3)「(3) 高等教育への『アクセス』確保」(39~45 頁)

私大教連や私大関係者が要求してきた地方交付税等交付金の対象を私立大学に拡大することについては、検討すらされていない。地方私大の支援策については、必要性が指摘されただけで全く具体化されていない。その具体化を早急に図るべきである。

### <「3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方」(46～53 頁) について>

「規模」の適正化にかかわって、私立大学については、規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）が明記されており、これまでの淘汰政策をいっそう強化し、今後法令や規則の改定によって制度化されることが予想される。特別部会は、私立大学の淘汰の促進を制度化するために設置されたのではないかと受け止めざるを得ない。

私大関係者から、定員割れ私大に対する制裁がもたらしている深刻な状況が指摘され、廃止することが強く求められたにもかかわらず、それを一切受け入れず、むしろ促進する結論を導き出したことは、本部会の性格を如実に示すものである。

現在首都圏においても、定員割れにより財政状況が厳しい私立大学が少なからず存在している。これらの私立大学も、それぞれ社会的使命として多様な人材育成・輩出を行っている。私立大学の多様性は、我が国の高等教育における貴重な財産であることを再度認識し、安易な私大淘汰政策で貴重な私立大学の多様性を毀損することのないよう強く求めるものである。

### <「4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方」(54～59 頁) について>

短期的取り組みの公財政支援は、国立、私立とも減額が続いているにも関わらず、「基盤的経費の十分な確保」が挙げられているだけで、増額との記載はない。中長期的取り組みでも、高等教育への公的支援の増額は明記されていない。基盤経費は教員・職員の待遇、研究環境の改善をはじめ、教育研究機関の質の向上に直接的に関わる予算である。中教審大学分科会の審議においても、高等教育への公的支援拡大を求める声が多くあったが、答申案には反映されていない。基盤経費の抜本的増額について明記すべきである。

「教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し」として「授業料等の学納金の最低ラインの設定」や「公的支援の仕組みの見直し」等について検討を行うことが書かれており、この記述は特別部会の審議で一部委員から提起された「国立大学授業料 150 万円」を想起させる。「新たな財源の確保」では、「税制のあり方や寄附の充実等の検討」であり、これらの項目も従来と変わらない。

### <おわりに>(60 頁) に関する意見<

答申案の内容は、教育研究の質を上げるものとはなっておらず、意欲のある全ての者が大学に進学する途を保障するものでもない。適正な規模の高等教育機会というが、私立大学の数を減らすことに腐心しており、高等教育の機会均等の実現から逆行している。答申案は、少子化をさらに促進させる内容となっている。

### <答申案全般について>

答申案は、私立大学の再編・統合、縮小、撤退という淘汰策を打ち出しているが、再編・統合、縮小、撤退には教職員の待遇悪化や身分保障等の問題がともなう。それにもかかわらず、この間

題について何ら言及がないことは答申案の根本的な欠陥である。

私立大学の再編・統合、縮小、撤退という本答申のテーマとの関係で、教職員は最大の利害関係者である。それにもかかわらず、教職員が審議から排除されたことは重大な問題である。私大教連や教職員の意見を丁寧に聞くべきである。